

# 監事監査報告書

令和2年6月3日

学校法人 神奈川大学  
理事会 御中

学校法人 神奈川大学

常任監事 西 森 義 博 ㊞

監 事 三 縄 昭 男 ㊞

監 事 若 原 文 安 ㊞

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人神奈川大学寄附行為第19条の規定に基づき、学校法人神奈川大学の令和元年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

理事会等に出席し、理事、事務局長等から業務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、有限責任あずさ監査法人から監査状況の報告を受けるとともに内部監査室で行った監査の結果報告を受け、それらを参考として計算書類等につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務又は理事の業務執行に関する決定及び執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 学校法人の財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上